

循環型社会形成推進交付金交付取扱要領一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p>	<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(1) 市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）は、循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）の作成に当たり必要に応じて都道府県及び環境省と意見交換を行うための会議を開催すること。</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載もれがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p>
<p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p>	<p>2. 交付金の交付の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業者は、環境大臣あて交付申請することとし、様式第1「交付金交付申請書」を所管都道府県知事に提出（都道府県が実施する事業を除く。）すること。なお、第20項（3）ア及びイに係る延命化計画については、事業開始年度の様式第1「交付金交付申請書」に添付すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、交付対象事業に係る交付金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、交付対象事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、様式第2「交付金交付申請報告書」を環境大臣に提出すること。</p>
<p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、様式第3「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付</p>	<p>3. 交付金の交付決定変更の申請について</p> <p>(1) 交付対象事業における交付金の事業間、費目間の調整は自由であるが、地域計画の内容の著しい変更を伴うものは、様式第3「交付金交付決定変更申請書」を第2項の交付</p>

<p>金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、様式第4「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p>	<p>金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p> <p>(2) 所管都道府県知事は、様式第4「交付金交付決定変更申請報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて提出すること。</p>
<p>4. 交付の決定について</p> <p>(1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、(1)で交付決定又は変更交付決定が行われたときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を交付対象事業者に送付するものとする。</p>	<p>4. 交付の決定について</p> <p>(1) 環境大臣は、第2項の規定による交付申請書又は第3項の規定による交付決定変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行うものとする。</p> <p>(2) 都道府県知事は、(1)で交付決定又は変更交付決定が行われたときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を交付対象事業者に送付するものとする。</p>
<p>5. 交付対象事業の完了予定期日の変更について</p> <p>(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、様式第5「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて大臣に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後6箇月以内である場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、第3項に規定する交付金の交付決定変更の申請によること。</p>	<p>5. 交付対象事業の完了予定期日の変更について</p> <p>(1) 交付対象事業が予定の期間内に完了しないため、交付対象事業完了予定期日（以下「完了予定期日」という。）を変更しようとする場合は、様式第5「交付対象事業の完了予定期日変更報告書」を第2項の交付金の交付の申請の手続きに準じて大臣に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を越えない場合で、かつ当初の完了予定期日後6箇月以内である場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 前号にかかわらず、完了予定期日の変更が地域計画の内容の著しい変更に伴う場合は、第3項に規定する交付金の交付決定変更の申請によること。</p>
<p>6. 申請等の様式について</p>	<p>6. 申請等の様式について</p>

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 交付金交付申請書 | 様式第 1 |
| (2) 交付金交付申請報告書 | 様式第 2 |
| (3) 交付金交付決定変更申請書 | 様式第 3 |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書 | 様式第 4 |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第 5 |
| (6) 交付金中止（廃止）承認申請書 | 様式第 6 |
| (7) 交付金事業実績報告書 | 様式第 7 |
| (8) 交付金事業年度終了実績報告書 | 様式第 8 |
| (9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書 | 様式第 9 |
| (10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書 | 様式第 10 |

申請書等の様式は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|--------|
| (1) 交付金交付申請書 | 様式第 1 |
| (2) 交付金交付申請報告書 | 様式第 2 |
| (3) 交付金交付決定変更申請書 | 様式第 3 |
| (4) 交付金交付決定変更申請報告書 | 様式第 4 |
| (5) 交付対象事業の完了予定期日変更報告書 | 様式第 5 |
| (6) 交付金中止（廃止）承認申請書 | 様式第 6 |
| (7) 交付金事業実績報告書 | 様式第 7 |
| (8) 交付金事業年度終了実績報告書 | 様式第 8 |
| (9) 循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書 | 様式第 9 |
| (10) 循環型社会形成推進地域計画改善計画書 | 様式第 10 |

7. 事業費の費目の内容及び算定方法について

- (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表 1 及び別表 2 の第 I 欄及び第 II 欄並びに別表 3－1、別表 3－2及び別表 4 の第 1 欄及び第 2 欄、別表 5 の交付金上限額（うち管工事費分）に掲げるものとする。なお、様式第 1 「交付金交付申請書」及び様式第 3 「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。
- (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表 1 及び別表 2 の第 I 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 IV 欄に掲げる基準額並びに別表 3－1、別表 3－2及び別表 4 の第 1 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。
- (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出するこ

7. 事業費の費目の内容及び算定方法について

- (1) 交付金の交付の対象となる事業費（以下「交付対象事業費」という。）の区分及び各費目の内容は、別表 1 及び別表 2 の第 I 欄及び第 II 欄並びに別表 3及び別表 4 の第 1 欄及び第 2 欄、別表 5 の交付金上限額（うち管工事費分）に掲げるものとする。なお、様式第 1 「交付金交付申請書」及び様式第 3 「交付金交付決定変更申請書」で定めている「工事費」は、本工事費、付帯工事費、廃焼却施設解体費、用地費及び補償費、調査費、工事雑費の総計とする。
- (2) 交付対象事業費の算定の要領及び基準については、別表 1 及び別表 2 の第 I 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 IV 欄に掲げる基準額並びに別表 3及び別表 4 の第 1 欄に掲げる区分につきそれぞれ同表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、掲げる基準額の合計とする。
- (3) 設計単価及び歩掛の算出について、前号の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出するこ

と。

8. 交付金の中止又は廃止について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第6「交付金中止（廃止）承認申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出して承認を受けなければならない。

9. 交付金事業事務の標準的処理期間

- (1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

10. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

11. 実績報告

- (1) この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。

なお、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第8「交付金事業年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出

と。

8. 交付金の中止又は廃止について

交付金の交付の決定があった後、事情の変更等により、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、様式第6「交付金中止（廃止）承認申請書」を第2項の交付金の交付の申請の手続に準じて提出して承認を受けなければならない。

9. 交付金事業事務の標準的処理期間

- (1) 交付金交付申請の受理後、交付を決定するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。
- (2) 都道府県知事においては、交付金交付申請書の受理後、環境大臣に提出するまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

10. 状況報告等

環境大臣は、必要と認めるときは、交付金の交付の決定を受けた交付対象事業者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができるものとする。

11. 実績報告

- (1) この交付金の事業実績報告は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第7「交付金事業実績報告書」を都道府県知事に提出するものとする。ただし、都道府県が実施する事業の場合は、「都道府県知事」を「環境大臣」と読み替えるものとする。
- なお、交付対象事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第8「交付金事業年度終了実績報告書」を都道府県知事に提出

しなければならない。

- (2) 第20項(1)イ、ウ、エ及びケ並びに第20項(3)ア及びイに係る施設保全計画については、事業最終年度の様式第7「交付金事業実績報告書」に添付すること。

12. 交付金の額の確定等

- (1) この交付金の額の確定については、「循環型社会形成推進交付金等の額の確定について」(令和3年2月4日付け環循適発第2102043号環境省環境再生・資源循環局長通知)に基づき行うこととする。

- (2) 都道府県知事は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- (3) (2)の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができます。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

13. 交付金の支払

- 交付金は、第12項により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、環境大臣が必要であると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

14. 交付決定の取消し等

しなければならない。

- (2) 第20項(1)イ、ウ、エ及びケ並びに第20項(3)ア及びイに係る施設保全計画については、事業最終年度の様式第7「交付金事業実績報告書」に添付すること。

12. 交付金の額の確定等

- (1) この交付金の額の確定については、「循環型社会形成推進交付金等の額の確定について」(令和3年2月4日付け環循適発第2102043号環境省環境再生・資源循環局長通知)に基づき行うこととする。

- (2) 都道府県知事は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

- (3) (2)の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付対象事業者が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができます。なお、返還期限内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

13. 交付金の支払

- 交付金は、第12項により交付すべき交付金の額を確定した後、支払うものとする。ただし、環境大臣が必要であると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

14. 交付決定の取消し等

(1) 環境大臣は、第8項による交付対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

ア. 市町村が、法令等若しくは交付要綱及びこの交付取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

イ. 市町村が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

ウ. 市町村が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

エ. 天災地変その他交付金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対象事業を遂行することができない場合（市町村の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

(2) 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(3) 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(4) (2)に基づく交付金の返還については、第12項(3)（ただし書きを除く。）の規定を準用する。

15. 事後評価

(1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。

イ. 事後評価の報告は、様式第9「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」に

(1) 環境大臣は、第8項による交付対象事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第4項(1)の交付の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

ア. 市町村が、法令等若しくは交付要綱及びこの交付取扱要領に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

イ. 市町村が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合

ウ. 市町村が、交付対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

エ. 天災地変その他交付金の交付の決定後に生じた事情の変更により交付対象事業を遂行することができない場合（市町村の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

(2) 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(3) 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(4) (2)に基づく交付金の返還については、第12項(3)（ただし書きを除く。）の規定を準用する。

15. 事後評価

(1) 「循環型社会形成推進交付金交付要綱」（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知。以下「交付要綱」という。）第9第1項の規定による事後評価は、次に定めるところにより行うものとする。

ア. 事後評価は、地域計画の目標の達成状況等について行うものとする。

イ. 事後評価の報告は、様式第9「循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書」に

よるものとする。

ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を目標年度の翌年度の6月末までに都道府県知事に提出するものとする。

エ. 都道府県知事は、ウ. により提出された報告書の内容を評価し、所見を付して目標年度の翌年度の7月末までに環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

(2) (1) の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。

ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を様式第10「循環型社会形成推進地域計画改善計画書」により作成して、(1) イの報告書に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ. 都道府県知事は、ア. により提出された計画書の内容を評価し、所見を付して(1) エの報告と併せて環境大臣に提出するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

(3) 市町村は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、或いは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、(1) の報告書及び(2) の改善計画書の内容を反映させるものとする。

(4) 事後評価を行った市町村は、都道府県知事の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2) の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

よるものとする。

ウ. 市町村は、イ. に定める報告書を目標年度の翌年度の6月末までに都道府県知事に提出するものとする。

エ. 都道府県知事は、ウ. により提出された報告書の内容を評価し、所見を付して目標年度の翌年度の7月末までに環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

(2) (1) の事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合には、次に定めるところにより、目標達成に向けて改善を図るものとする。

ア. 地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった市町村は、その要因及び目標の達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を様式第10「循環型社会形成推進地域計画改善計画書」により作成して、(1) イの報告書に添付して都道府県知事に提出するものとする。

イ. 都道府県知事は、ア. により提出された計画書の内容を評価し、所見を付して(1) エの報告と併せて環境大臣に提出するとともに、市町村に対し当該所見を通知するものとする。

ウ. イ. により改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行うものとする。

(3) 市町村は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、或いは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、(1) の報告書及び(2) の改善計画書の内容を反映させるものとする。

(4) 事後評価を行った市町村は、都道府県知事の所見を付した報告書をインターネット又は広報誌への掲載等により公表するものとする。また、(2) の規定による改善計画書を作成した場合、併せてこれも公表するものとする。

<p>(1) 交付対象事業者は、第2項の規定に基づく交付の申請、第3項の規定に基づく変更交付の申請、第5項の規定に基づく交付対象事業の完了予定期日の変更報告、第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第10項の規定に基づく状況報告等、第11項の規定に基づく実績報告、第15項の規定に基づく事後評価については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(1) 交付対象事業者は、第2項の規定に基づく交付の申請、第3項の規定に基づく変更交付の申請、第5項の規定に基づく交付対象事業の完了予定期日の変更報告、第8項の規定に基づく中止又は廃止の申請、第10項の規定に基づく状況報告等、第11項の規定に基づく実績報告、第15項の規定に基づく事後評価については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。</p>
<p>(2) 都道府県知事は、第2項の規定に基づく交付の申請報告、第3項の規定に基づく変更交付の申請報告、第12項の規定に基づく額の確定等については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(2) 都道府県知事は、第2項の規定に基づく交付の申請報告、第3項の規定に基づく変更交付の申請報告、第12項の規定に基づく額の確定等については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。</p>
<p>17. 電子情報処理組織による通知等 環境大臣は、第16項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>	<p>17. 電子情報処理組織による通知等 環境大臣は、第16項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p>
<p>18. その他 特別の事情により、第1項（2）、第7項及び第11項に定める算定方法及び手続等によることができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>	<p>18. その他 特別の事情により、第1項（2）、第7項及び第11項に定める算定方法及び手続等によĭことができない場合には、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。</p>
<p>19. 交付の対象となる事業の細目基準 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。</p>	<p>19. 交付の対象となる事業の細目基準 交付金の交付の対象となる事業にあっては、別に定める廃棄物処理施設の性能指針等に適合していること。</p>
<p>20. 交付対象事業の範囲</p>	<p>20. 交付対象事業の範囲</p>

交付対象事業は、次に掲げる事業であって、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業、施設整備に関する計画支援事業及び長期広域化・集約化計画策定支援事業についてはこの限りではない。）。

（1）新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項まで、第12項、第17項及び第18項の事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業（交付要綱別表1の第2項の事業として分散型資源回収拠点施設を整備する際は、廃焼却施設の跡地を利用しない場合であっても対象とする。）並びに必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用、廃棄物処理の有料化及び交付限度額に対する単年度交付額の平準化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ. のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計

交付対象事業は、次に掲げる事業であって、交付対象事業者における交付対象事業費の合計が10,000千円以上となるものであること（ただし、浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業、施設整備に関する計画支援事業及び長期広域化・集約化計画策定支援事業についてはこの限りではない。）。

（1）新設（更新を含む。以下同じ。）に係る事業

新設に係る事業とは、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一的な施設を建設するものであり、交付要綱別表1の第1項から第6項まで、第11項、第15項及び第16項の事業とし、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のほか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物運搬中継施設については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って整備するものに限る。

イ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設については、エネルギー回収率22.0%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、あらかじめ、ごみ処理の広域化・施設の集約化、PFI等の民間活用及び廃棄物処理の有料化等について検討、一般廃棄物会計基準の導入を行い、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ウ エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、メタンガス化施設については、メタン発酵残さとその他のごみ焼却を行う施設と組み合わせた方式を含み、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

エ. 上記イ. のうち、ごみ焼却施設に高効率エネルギー回収に必要な設備を整備する場合は、エネルギー回収率26.0%相当以上（規模により異なる。）の施設であること、整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計

画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設等の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設等へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

カ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化等施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t／日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ケ. 上記ク.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネル

画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えること、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネルギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすこと及び別に定める「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

オ. エネルギー回収型廃棄物処理施設のうち、ごみ固形燃料（RDF）化施設等の整備については、発電効率又は熱回収率が20%以上のごみ固形燃料（RDF）利用施設等へ安定的に持ち込むことが可能なものに限る。

カ. ごみ固形燃料（RDF）発電等焼却施設及びごみ固形燃料（RDF）化等施設については、「ごみ固形燃料の適正管理対策について」（平成15年12月25日付環廃対発第031225004号）の「4. ごみ固形燃料の製造・利用に関するガイドライン」等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

キ. マテリアルリサイクル推進施設、エネルギー回収型廃棄物処理施設及び廃棄物運搬中継施設については、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号）等に適合させるために、安全対策上、必要な設備を追加して設置する事業を含む。

ク. 高効率ごみ発電施設については、発電効率23%相当以上（規模により異なる。）の施設を整備するものであり、施設の長寿命化のための施設保全計画を策定し、原則として、ごみ処理の広域化・集約化に伴い、既存施設の削減が見込まれること（焼却能力300t／日以上の施設についても更なる広域化を目指すこととするが、これ以上の広域化が困難な場合についてはこの限りではない。）及び別に定める「高効率ごみ発電施設整備マニュアル」に適合するものに限る。

ケ. 上記ク.のうち、高効率ごみ発電施設について、高効率発電に必要な設備を整備する場合は、二酸化炭素排出量が「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」に定める一般廃棄物焼却施設における一般廃棄物処理量当たりの二酸化炭素排出量の目安に適合するよう努めるとともに、エネル

ギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

コ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式を含む）を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

サ. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

シ. 分散型資源回収拠点施設については、整備する施設で回収する品目に生ごみ、廃食用油、剪定枝のいずれかを含むこととし、同施設における廃棄物の予定回収量、リサイクル率、回収物の再生手法及び再生材の用途並びに施設規模を地域計画に記載するものに限る。

また、整備する施設は1施設あたり人口5万人程度を対象とする。

(2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第8項まで、第12項、第17項、及び第18項の事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、第20項(1)カ及びキに定める事業、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のはか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れ

ギーの使用及び熱回収に係る二酸化炭素排出量については一定の水準を満たすものに限る。

コ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設において、前処理設備として汚泥濃縮装置（移動式を含む）を整備する場合は、廃棄物の処理に直接必要な設備及びこれを補完する設備から成る一体的な整備事業であって、原則として、複数の施設が共同して本装置を効率的に使用する計画に基づくものに限る。

サ. 可燃性廃棄物直接埋立施設及び焼却施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備するものに限る。

(新設)

(2) 増設に係る事業

増設に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の処理能力を増強させるため、当該廃棄物処理施設の一部を改造し、又は当該廃棄物処理施設の一部として廃棄物の処理に直接必要な設備を新たに整備するものであり、交付要綱別表1の第1項から第7項まで、第11項、第15項、及び第16項の事業とする。

また、当該事業の実施にあたっては、第20項(1)カ及びキに定める事業、焼却施設を整備する際の廃焼却施設の解体事業（解体する廃焼却施設は、整備する焼却施設と関連性・連続性があり、同数以下であるものに限る。）及び廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業並びに必要に応じ最小限度の用地の取得に係る事業を含むことができるものとする。

なお、以上のはか、最終処分場再生事業については、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加する事業であって、その際に基準に適合する最終処分場とするものに限る。なお、埋立処分容量の増加による新たな埋立終期に対応するために既存の水処理等の関連施設を改修する場合は、再生事業終了後の跡地利用を含む期間の費用を積み立てる等の財源確保措置を講じ、新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れ

ていることを確認した 上での総合的な計画である場合に限る。

(3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第9項、第10項、第15項及び第16項の事業とする。

なお、以上のはか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／3）については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2）については、し尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が20%以上削減されるものであり、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

ウ. 交付要綱別表1の第15項の事業として実施する廃棄物処理施設基幹的設備改造については、エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設（ストックヤードを除く。）を対象とし、都道府県が策定する長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設にお

ていることを確認した 上での総合的な計画である場合に限る。

(3) 改良・改造に係る事業

改良・改造に係る事業とは、既に設置されている廃棄物処理施設の一部を改良・改造するものであり、交付要綱別表1の第8項、第9項、及び第14項の事業とする。

なお、以上のはか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／3）については、ごみ焼却施設、し尿処理施設、リサイクルセンター又はストックヤードを対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が3%相当以上削減されるもの又は整備する施設に関して災害廃棄物対策指針を踏まえて地域における災害廃棄物処理計画を策定して災害廃棄物の受け入れに必要な設備を備えるもの、事業実施後は全連続運転を行うものであって（ただし、し尿処理施設、リサイクルセンター、ストックヤード及び交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域についてはこの限りではない。）、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

イ. 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業（交付率1／2）については、し尿処理施設を対象とし、あらかじめ延命化計画を策定して施設の基幹的設備を改良するもので、当該改良を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素の量が20%以上削減されるものであり、事業実施後に一定期間の延命化を図り、事業実施後の施設保全計画を策定するもの及び別に定める「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」に適合するものに限る。ただし、延命化計画又は施設保全計画の策定については、同様の内容を含む他の計画を有する場合はこの限りではない。

(新設)

ける老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復される改造に係る事業。ただし、当該事業完了後の稼働期間が原則として5年以上10年未満程度のものに限る。

エ. 交付要綱別表1の第16の事業として実施する廃棄物処理施設基幹的設備改造について
は、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県、離島地域、奄美群島におけるものに限る。

(4) 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業

漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第11項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。

(5) 净化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第13項及び第14項の事業とする。

なお、以上のはか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 浄化槽設置整備事業は、令和7年3月31日付け環循適発25033126号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

イ. 公共浄化槽等整備推進事業は、令和7年3月31日付け環循適発第25033126号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業であること。

ウ. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。以下「PFI法」という。）第2条第4項に規定する事業としての、公共浄化槽等整備推進事業は、令和7年3月31日付け環循適発第25033126号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業として、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者から浄化槽施設を取得する事業又は当該選定事業者が所

エ. 廃棄物処理施設基幹的設備改造については、設置後原則として7年以上経過した機械及び装置等で老朽化その他やむを得ない事由により損傷又はその機能が低下したものについて、原則として当初に計画した能力にまで回復させる改造に係る事業であって、沖縄県におけるものに限る。

(4) 漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業

漂流・漂着ごみ処理施設に係る事業とは、漂流・漂着ごみを円滑に処理するため、廃棄物の処理に直接必要な設備を整備するものであり、交付要綱別表1の第10項の事業とし、廃焼却施設の跡地を利用して新たな廃棄物処理施設を整備する際の当該廃焼却施設の解体事業を含むことができるものとする。

(5) 净化槽に係る事業

浄化槽に係る事業とは、市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水をあわせて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する事業であり、交付要綱別表1の第12項及び第13項の事業とする。

なお、以上のはか、各事業についての要件は次のとおりである。

ア. 浄化槽設置整備事業は、令和6年3月19日付け環循適発2403195号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「浄化槽設置整備事業実施要綱」による事業であること。

イ. 公共浄化槽等整備推進事業は、令和4年12月2日付け環循適発第2212023号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業であること。

ウ. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年第117号。以下「PFI法」という。）第2条第4項に規定する事業としての、公共浄化槽等整備推進事業は、令和4年12月2日付け環循適発第2212023号環境省環境再生・資源循環局長通知別紙「公共浄化槽等整備推進事業実施要綱」による事業として、PFI法第2条第5項に規定する選定事業者から浄化槽施設を取得する事業又は当該選定事業者が所有

有する施設を浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の6の規定に基づき市町村が公共浄化槽として管理すること。

エ. 交付金により整備される浄化槽は、電子化された浄化槽台帳に記録した上で、当該浄化槽台帳に基づき、必要な場合に浄化槽法に規定する浄化槽管理者に対する維持管理の指導等が行われるものであること。

（6）施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第19項の事業とする。

（7）長期広域化・集約化計画策定支援に係る事業

長期広域化・集約化計画策定支援に係る事業とは、中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032923号）に基づく長期広域化・集約化計画の策定に必要な調査、協議会の設置・運営等を行うものであり、交付要綱別表1の第20項の事業とする。

21. 交付対象事業者の範囲

交付要綱別表1第1項から第5項まで、第7項から第9項まで及び第19項（同別表第1項から第5項まで及び第7項から第9項までの事業に係るものに限る）の事業の交付対象事業者は、地域計画の対象区域（交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島及び山村地域並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項により公示された過疎地域を除く。）の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（同法第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

する施設を浄化槽法（昭和58年法律第43号）第12条の6の規定に基づき市町村が公共浄化槽として管理すること。

(新設)

（6）施設整備に関する計画支援に係る事業

施設整備に関する計画支援に係る事業とは、交付対象事業である施設整備事業に必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等（施設の集約化に係るものを含む）を行うものであり、交付要綱別表1の第17項の事業とする。

（7）長期広域化・集約化計画策定支援に係る事業

長期広域化・集約化計画策定支援に係る事業とは、中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）（令和6年3月29日環循適発第24032923号）に基づく長期広域化・集約化計画の策定に必要な調査、協議会の設置・運営等を行うものであり、交付要綱別表1の第18項の事業とする。

21. 交付対象事業者の範囲

交付要綱別表1第1項から第4項まで、第6項から第8項まで及び第17項（同別表第1項から第4項まで及び第6項から第8項までの事業に係るものに限る）の事業の交付対象事業者は、地域計画の対象区域（交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島及び山村地域並びに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第2項により公示された過疎地域を除く。）の全域において、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第2条第3項に規定するプラスチック使用製品廃棄物（同法第33条第2項第1号に規定するプラスチック容器包装廃棄物及びそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物の両方を含む場合に限る。）の分別収集及び再商品化に必要な措置を行っている又は当該地域計画の期間の末日から1年後までに当該措置を行うことを計画している市町村とする。

22. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場とする（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（9）、（11）から（13）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

（1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備

22. 交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲

交付金の交付の対象となる廃棄物処理施設等の範囲は、次のとおりである。

なお、用地取得に係る別表1第IV欄における別に定める施設とは、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）、有機性廃棄物リサイクル推進施設及び最終処分場とする（ただし、エネルギー回収型廃棄物処理施設、廃棄物運搬中継施設（マテリアルリサイクルに資するものは除く）及び有機性廃棄物リサイクル推進施設については、交付要綱第3第1項の沖縄県、離島地域、奄美群島において整備される場合、また、最終処分場については、既存の最終処分場に東日本大震災により生じた災害廃棄物を埋立処分した市町村が新たに最終処分場を整備する場合でその量に見合った部分についてはこの限りでない）。また、当該廃棄物処理施設等の範囲には、設備の予備品・消耗品・工具及び備品（次の（1）から（9）、（11）から（13）に該当する備品は除く。）は含まないものとする。

（1）マテリアルリサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧分別収集回収拠点の整備
- ⑨電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備
- ⑩その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備
- ⑪灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備
- ⑫燃焼ガス冷却設備
- ⑬排ガス処理設備

<p>⑯余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）</p> <p>⑮通風設備</p> <p>⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）</p> <p>⑰搬出設備</p> <p>⑯排水処理設備</p> <p>⑯換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑯冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備</p> <p>⑯消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑯前各号の設備と同等の性能を揮發するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑯管理棟</p> <p>⑯構内道路</p> <p>⑯構内排水設備</p> <p>⑯搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑯構内照明設備</p> <p>⑯門、囲障</p> <p>⑯搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。</p> <p>ウ. <u>アの⑧は令和7年3月31日までに承認を受けた地域計画に掲げられた事業に限る。</u></p>	<p>⑯余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）</p> <p>⑮通風設備</p> <p>⑯スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）</p> <p>⑰搬出設備</p> <p>⑯排水処理設備</p> <p>⑯換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑯冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備</p> <p>⑯消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑯前各号の設備と同等の性能を揮發するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑯管理棟</p> <p>⑯構内道路</p> <p>⑯構内排水設備</p> <p>⑯搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑯構内照明設備</p> <p>⑯門、囲障</p> <p>⑯搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. アの⑧、⑨、⑩の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（2）分散型資源回収拠点施設</u></p> <p>ア. <u>本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</u></p> <p>①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）</p> <p>②選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備</p> <p>③中古品・不用品の再生を行うための設備</p>	<p><u>（新設）</u></p>

- ④再生利用に必要な保管のための設備
- ⑤再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑥前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑦構内道路
- ⑧構内排水設備
- ⑨構内照明設備
- ⑩門、囲障
- ⑪搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
- ⑫電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑬前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(3) エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑯消火設備その他火災防止に必要な設備

(2) エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②前処理設備
- ③固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備
- ④燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備
- ⑤燃焼ガス冷却設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備・エネルギー回収設備（発生ガス等の利用設備を含む。）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備（灰固化化設備を含む。）
- ⑩残さ物等処理設備（資源化設備を含む。）
- ⑪搬出設備
- ⑫排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑬換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑭冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備
- ⑮薬剤、水、燃料の保管のための設備
- ⑯消火設備その他火災防止に必要な設備

<p>⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑲前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑳搬入車両に係る洗車設備</p> <p>㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉒前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑲の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。</p>	<p>⑯前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑰前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑲前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑳搬入車両に係る洗車設備</p> <p>㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉒前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑲の建築物のうち、⑪、⑫、⑭及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。</p>
<p>(4) 廃棄物運搬中継施設</p> <p>本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①受入・供給設備（搬入・搬出路を除く。）</p> <p>②破碎・破袋設備</p> <p>③圧縮設備</p> <p>④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備</p> <p>⑤再生利用に必要な保管のための設備</p> <p>⑥再生利用に必要な展示、交換のための設備</p> <p>⑦搬出設備</p> <p>⑧排水処理設備</p> <p>⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑩冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備</p> <p>⑪消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑭前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑮管理棟</p>	<p>(3) 廃棄物運搬中継施設</p> <p>本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①受入・供給設備（搬入・搬出路を除く。）</p> <p>②破碎・破袋設備</p> <p>③圧縮設備</p> <p>④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備</p> <p>⑤再生利用に必要な保管のための設備</p> <p>⑥再生利用に必要な展示、交換のための設備</p> <p>⑦搬出設備</p> <p>⑧排水処理設備</p> <p>⑨換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑩冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備</p> <p>⑪消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑭前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑮管理棟</p>

⑯構内道路
⑰構内排水設備
⑱搬入・搬出車両に係る洗車設備
⑲構内照明設備
⑳門、囲障
㉑搬入・搬出道路その他ごみ搬入に必要な設備
㉒電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
㉓前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

⑯構内道路
⑰構内排水設備
⑱搬入・搬出車両に係る洗車設備
⑲構内照明設備
⑳門、囲障
㉑搬入・搬出道路その他ごみ搬入に必要な設備
㉒電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
㉓前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

(5) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備（汚泥濃縮装置（移動式を含む））

③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備

④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備

⑤活性汚泥法処理設備

⑥排ガス処理設備

⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

⑧残さ処理設備

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫希釈、冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

⑬消火設備その他火災防止に必要な設備

⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑮前各号の設備と同等の性能を發揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

(4) 有機性廃棄物リサイクル推進施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備（汚泥濃縮装置（移動式を含む））

③発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備

④嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備

⑤活性汚泥法処理設備

⑥排ガス処理設備

⑦余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）

⑧残さ処理設備

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（消毒設備を含む。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫希釈、冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

⑬消火設備その他火災防止に必要な設備

⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑮前各号の設備と同等の性能を發揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑲前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、①、②、⑥、
⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑭の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事
に係る部分を除く。）。

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

⑰搬入車両に係る洗車設備

⑱電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑲前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、①、②、⑥、
⑧、⑨、⑩、⑪、⑫及び⑭の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事
に係る部分を除く。）。

(6) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される
備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限
る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧
及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(5) 最終処分場

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①管理・計量設備

②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備

③止水壁その他止水に必要な設備

④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備

⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備

⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備

⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備

⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される
備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限
る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧
及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(7) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧ 及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(8) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策又は災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

- ア. ごみ焼却施設
- ①受入・供給設備
 - ②前処理設備

(6) 最終処分場再生事業

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備
- ⑨消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑫前各号の設備の設置に必要な建築物
- ⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
- ⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
- ⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧ 及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(7) 廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。ただし、地球温暖化対策又は災害廃棄物処理体制の強化に資する設備改良に係るものに限る。

- ア. ごみ焼却施設
- ①受入・供給設備
 - ②前処理設備

<p>③メタン発酵設備</p> <p>④燃焼（溶融）設備</p> <p>⑤熱回収（排ガス冷却）設備</p> <p>⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）</p> <p>⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）</p> <p>⑧通風設備</p> <p>⑨灰出し設備</p> <p>⑩焼却残さ溶融設備</p> <p>⑪発酵残さ処理設備</p> <p>⑫給水設備</p> <p>⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）</p> <p>⑭電気設備</p> <p>⑮計装設備</p> <p>⑯消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑱前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑲前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>イ. し尿処理施設</p> <p>①機械・電気共通設備</p> <p>②受入貯留・前処理設備</p> <p>③主処理設備</p> <p>④高度処理設備</p> <p>⑤消毒・放流設備</p> <p>⑥汚泥処理設備</p> <p>⑦資源化設備</p> <p>⑧脱臭処理設備</p>	<p>③メタン発酵設備</p> <p>④燃焼（溶融）設備</p> <p>⑤熱回収（排ガス冷却）設備</p> <p>⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）</p> <p>⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）</p> <p>⑧通風設備</p> <p>⑨灰出し設備</p> <p>⑩焼却残さ溶融設備</p> <p>⑪発酵残さ処理設備</p> <p>⑫給水設備</p> <p>⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）</p> <p>⑭電気設備</p> <p>⑮計装設備</p> <p>⑯消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑱前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑲前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑳電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>イ. し尿処理施設</p> <p>①機械・電気共通設備</p> <p>②受入貯留・前処理設備</p> <p>③主処理設備</p> <p>④高度処理設備</p> <p>⑤消毒・放流設備</p> <p>⑥汚泥処理設備</p> <p>⑦資源化設備</p> <p>⑧脱臭処理設備</p>
--	--

<p>⑨取排水設備</p> <p>⑩電気設備</p> <p>⑪中央監視・計装設備</p> <p>⑫消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑮前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>ウ. リサイクルセンター</p> <p>①受入・供給設備</p> <p>②破碎・破袋設備</p> <p>③圧縮設備</p> <p>④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備</p> <p>⑤中古品・不用品の再生を行うための設備</p> <p>⑥再生利用に必要な保管のための設備</p> <p>⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備</p> <p>⑧搬出設備</p> <p>⑨排水処理設備</p> <p>⑩電気設備</p> <p>⑪計装設備</p> <p>⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑬消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な建築物</p>	<p>⑨取排水設備</p> <p>⑩電気設備</p> <p>⑪中央監視・計装設備</p> <p>⑫消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑬前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑭前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑮前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>ウ. リサイクルセンター</p> <p>①受入・供給設備</p> <p>②破碎・破袋設備</p> <p>③圧縮設備</p> <p>④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備</p> <p>⑤中古品・不用品の再生を行うための設備</p> <p>⑥再生利用に必要な保管のための設備</p> <p>⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備</p> <p>⑧搬出設備</p> <p>⑨排水処理設備</p> <p>⑩電気設備</p> <p>⑪計装設備</p> <p>⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備</p> <p>⑬消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑮前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑯前各号の設備の設置に必要な建築物</p>
--	--

⑯管理棟

⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

エ. ストックヤード

①受入・供給設備

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤再生利用に必要な保管のための設備

⑥搬出設備

⑦排水処理設備

⑧電気設備

⑨計装設備

⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑪消火設備その他火災防止に必要な設備

⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

⑮管理棟

⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑯管理棟

⑰電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

エ. ストックヤード

①受入・供給設備

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤再生利用に必要な保管のための設備

⑥搬出設備

⑦排水処理設備

⑧電気設備

⑨計装設備

⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑪消火設備その他火災防止に必要な設備

⑫前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑬前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑭前各号の設備の設置に必要な建築物

⑮管理棟

⑯電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

(9) 漂流・漂着ごみ処理施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤除塩設備

(8) 漂流・漂着ごみ処理施設

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②破碎・破袋設備

③圧縮設備

④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備

⑤除塩設備

<p>⑥分別収集回収拠点の設備</p> <p>⑦その他、地域の実情に応じて、漂流・漂着ごみの処理の推進に資する設備</p> <p>⑧消防設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑨前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑩前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑪前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑫管理棟</p> <p>⑬構内道路</p> <p>⑭構内排水設備</p> <p>⑮搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑯構内照明設備</p> <p>⑰門、囲障</p> <p>⑱積出施設、揚陸施設、搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備</p> <p>⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>⑳前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p>	<p>⑥分別収集回収拠点の設備</p> <p>⑦その他、地域の実情に応じて、漂流・漂着ごみの処理の推進に資する設備</p> <p>⑧消防設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑨前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑩前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑪前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑫管理棟</p> <p>⑬構内道路</p> <p>⑭構内排水設備</p> <p>⑮搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑯構内照明設備</p> <p>⑰門、囲障</p> <p>⑱積出施設、揚陸施設、搬入道路その他ごみの搬入に必要な設備</p> <p>⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>⑳前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p>
<p>(10) コミュニティ・プラント</p> <p>本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備</p> <p>②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備</p> <p>③消毒設備</p> <p>④汚泥処理設備</p> <p>⑤脱臭設備</p> <p>⑥換気、除じん等に必要な設備</p> <p>⑦冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備</p> <p>⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枠、取付管、マンホール等の設備</p>	<p>(9) コミュニティ・プラント</p> <p>本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①スクリーン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備</p> <p>②散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備</p> <p>③消毒設備</p> <p>④汚泥処理設備</p> <p>⑤脱臭設備</p> <p>⑥換気、除じん等に必要な設備</p> <p>⑦冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備</p> <p>⑧幹線管渠（内径150m/m以上のものに限る。）及びこれに付属する枠、取付管、マンホール等の設備</p>

<p>⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備</p> <p>⑩消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑬前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑭管理棟</p> <p>⑮構内道路</p> <p>⑯構内排水設備</p> <p>⑰搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑱構内照明設備</p> <p>⑲門、囲障</p> <p>⑳搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉒前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p>	<p>⑨管理・計量設備、ポンプ設備等の設備</p> <p>⑩消火設備その他火災防止に必要な設備</p> <p>⑪前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備</p> <p>⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑬前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑭管理棟</p> <p>⑮構内道路</p> <p>⑯構内排水設備</p> <p>⑰搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑱構内照明設備</p> <p>⑲門、囲障</p> <p>⑳搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備</p> <p>㉑電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>㉒前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等</p>
<p>(11) 净化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業</p> <p>ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①浄化槽</p> <p>②窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>③窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>④高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>⑤高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>⑥窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>⑦窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>⑧BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>⑨BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>イ. なお、既設の浄化槽の改築に係る交付対象設備は、市町村が定める浄化槽長寿命化計画</p>	<p>(10) 净化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業</p> <p>ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。</p> <p>①浄化槽</p> <p>②窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>③窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>④高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>⑤高度窒素除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>⑥窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>⑦窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>⑧BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽</p> <p>⑨BOD除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽</p> <p>イ. なお、既設の浄化槽の改築に係る交付対象設備は、市町村が定める浄化槽長寿命化計画</p>

に基づく改築であって、次の①～⑥に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備
- ⑥その他本体設備

ウ. ア. ①～⑨の設備を設置する際に必要となる工事費として、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換として適用される場合に限り、宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管）を含むものとする。

エ. ア. ①～⑨の設備を共同浄化槽（浄化槽設置整備事業（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る。）及び公共浄化槽等整備推進事業に限り、計画処理対象人員原則 100 人以内）として設置する際に必要となる工事費として、共同浄化槽への流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）を含むものとする。

(12) 廃棄物処理施設基幹的設備改造

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

ア. エネルギー回収型廃棄物処理施設（交付要綱別表 1 の第 15 項の事業として整備するもの）

- ①受入・供給設備
- ②前処理設備
- ③メタン発酵設備
- ④燃焼（溶融）設備
- ⑤熱回収（排ガス冷却）設備
- ⑥排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑦余熱利用設備（バイオガス利用設備を含む）
- ⑧通風設備
- ⑨灰出し設備

に基づく改築であって、次の①～⑥に掲げるものであること。

- ①スクリーン、脱水機、沈砂槽、その他汚水の前処理に必要な設備
- ②その他の汚水処理設備
- ③消毒設備
- ④脱臭設備
- ⑤換気、除じん等に必要な設備
- ⑥その他本体設備

ウ. ア. ①～⑨の設備を設置する際に必要となる工事費として、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換として適用される場合に限り、宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管）を含むものとする。

エ. ア. ①～⑨の設備を共同浄化槽（浄化槽設置整備事業（公共浄化槽として市町村が管理するものに限る。）及び公共浄化槽等整備推進事業に限り、計画処理対象人員原則 100 人以内）として設置する際に必要となる工事費として、共同浄化槽への流入管（公共ますから共同浄化槽まで接続するための市町村が設置する管きょ等をいう）を含むものとする。

(11) 廃棄物処理施設基幹的設備改造

本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

（新設）

- ⑩焼却残さ溶融設備
- ⑪発酵残さ処理設備
- ⑫給水設備
- ⑬排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑭電気設備
- ⑮計装設備
- ⑯消防設備その他火災防止に必要な設備
- ⑰前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑱前各号の設備と同等の性能を發揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑲前各号の設備の設置に必要な建築物
- イ. リサイクルセンター（交付要綱別表1の第15項の事業として整備するもの）
- ①受入・供給設備
- ②破碎・破袋設備
- ③圧縮設備
- ④選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備
- ⑤中古品・不用品の再生を行うための設備
- ⑥再生利用に必要な保管のための設備
- ⑦再生利用に必要な展示、交換のための設備
- ⑧搬出設備
- ⑨排水処理設備
- ⑩電気設備
- ⑪計装設備
- ⑫換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑬消防設備その他火災防止に必要な設備
- ⑭前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
- ⑮前各号の設備と同等の性能を發揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

(新設)

に限る。)

⑯前各号の設備の設置に必要な建築物

ウ. 交付要綱別表1の第16項の事業として整備するもの

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固化形化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑬前各号の補完施設

(13) 可燃性廃棄物直接埋立施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

- ①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）
- ②燃焼設備・醸酵設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの処理に必要な設備
- ③燃焼ガス冷却設備
- ④排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）
- ⑤余熱利用設備
- ⑥通風設備
- ⑦灰出し設備（灰固化形化設備を含む。）
- ⑧排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）
- ⑨不燃物処理・資源化設備
- ⑩換気、除じん、脱臭等に必要な設備
- ⑪消火設備その他火災防止に必要な設備
- ⑫前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）
- ⑬前各号の補完施設

(12) 可燃性廃棄物直接埋立施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

- ①管理・計量設備
- ②擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備
- ③止水壁その他止水に必要な設備
- ④覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備
- ⑤浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備
- ⑥沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備
- ⑦飛散防止柵その他廃棄物の飛散防止に必要な設備
- ⑧破碎設備その他埋立処分の前処理に必要な設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧ 及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(14) 焼却施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑥余熱利用設備

⑦通風設備

⑧灰出し設備（灰固化形化設備を含む。）

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

⑬薬剤、水、燃料の保管のための設備

⑭消火設備その他火災防止に必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑨消火設備その他火災防止に必要な設備

⑩前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

⑪前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）

⑫前各号の設備の設置に必要な建築物

⑬積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備

⑭電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等

イ. 本事業の交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑫の建築物のうち、①、⑥、⑧ 及び⑩の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。

(13) 焼却施設

ア. 本事業の交付対象設備は、次に掲げるものであること。

①受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）

②前処理設備

③燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備、その他ごみの焼却に必要な設備

④燃焼ガス冷却設備

⑤排ガス処理設備（湿式法の設備を除く。）

⑥余熱利用設備

⑦通風設備

⑧灰出し設備（灰固化形化設備を含む。）

⑨搬出設備

⑩排水処理設備（湿式法による排ガス処理設備からの排水処理に係る部分を除く。）

⑪換気、除じん、脱臭等に必要な設備

⑫冷却、加温、洗净、放流等に必要な設備

⑬薬剤、水、燃料の保管のための設備

⑭消火設備その他火災防止に必要な設備

⑮前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備

<p>⑯前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑰前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑱搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>⑳前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。</p>	<p>⑯前各号の設備と同等の性能を発揮するもので前各号の設備に代替して設置し使用される備品（ただし、前各号の設備を設置し使用する場合と費用対効果が同等以上であるものに限る。）</p> <p>⑰前各号の設備の設置に必要な建築物</p> <p>⑱搬入車両に係る洗車設備</p> <p>⑲電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備</p> <p>⑳前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等</p> <p>イ. 焼却施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、ア. ⑯の建築物のうち、②、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑫及び⑯の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。</p>
<p>附則</p> <p>1. 交付要綱別表1の第4項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第<u>19</u>項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。</p> <p>2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行日の前日までに所管都道府県を経由して環境大臣に提出された地域計画（当該計画を延長する場合等を含む。）に基づき交付要綱別表1第1項から第<u>5</u>項まで、第<u>7</u>項から第<u>9</u>項まで及び第<u>19</u>項の事業を行う場合は、第21項の規定は適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>1. 交付要綱別表1の第3項のエネルギー回収推進施設及び第4項の高効率ごみ発電施設の整備事業は、平成25年度以前に着工し、平成26年度以降に継続して実施する場合又は当該施設に係る第<u>18</u>項の事業を平成25年度以前に実施している場合に限ることとする。</p> <p>2. プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行日の前日までに所管都道府県を経由して環境大臣に提出された地域計画（当該計画を延長する場合等を含む。）に基づき交付要綱別表1第1項から第<u>4</u>項まで、第<u>6</u>項から第<u>8</u>項まで及び第<u>17</u>項の事業を行う場合は、第21項の規定は適用しない。</p>
<p>附則</p> <p>本要領は、令和<u>7</u>年4月1日から施行し、令和<u>7</u>年度予算にかかる交付金事務から適用する。</p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2（対象経費の算定基準）</p>	<p>附則</p> <p>本要領は、令和<u>6</u>年4月1日から施行し、令和<u>6</u>年度予算にかかる交付金事務から適用する。</p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2（対象経費の算定基準）</p>

I区分	II費目	III細目	IV交付対象事業費		I区分	II費目	III細目	IV交付対象事業費
工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。		工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。				労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額。				労務者保険料	交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛かりの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費）				その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛けりの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費）
	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。		付帯工事費	設置に要する工事費		浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。
事務費	旅費及び 庁費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用		事務費	旅費及び 庁費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用
浄化槽整備効率化	浄化槽台帳作成費		浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータ		浄化槽整備効率化	浄化槽台帳作成費		浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータ

事業費		タの電子化又は <u>浄化槽台帳システムの整備</u> （浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 49 条及び環境省関係浄化槽施行規則第 57 条の 2 に定める事項等を記載するために必要なシステム及び災害時における浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約するために必要なシステムに限る）に要する費用	事業費		タの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 49 条に定める事項を記載し、また、令和 2 年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用
調査費		公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討及び計画策定を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用	調査費		公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討及び計画策定を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用
計画策定等調査費		事業計画策定及び地域設定に必要な調査並びに特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査に要する費用	計画策定等調査費		事業計画策定及び地域設定に必要な調査並びに特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査に要する費用
効果的な転換促進及び管理適正化推進費		効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用	効果的な転換促進及び管理適正化推進費		効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手續代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用

別表 3-1 (浄化槽設置整備事業)

1 区分	2 基準額	3 対象経費
------	-------	--------

別表 3 (浄化槽設置整備事業)

1 区分	2 基準額	3 対象経費
------	-------	--------

窒素及び 燐除去能 力を有す る高度処 理型の淨 化槽		豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、 <u>設置又は 更新</u> に要する 費用を助成す るために必要 な経費	窒素及び 燐除去能 力を有す る高度処 理型の淨 化槽	(千円)	(1) 5人槽 528×基数 (2) 6~7人槽 693×基数 (3) 8~10人槽 963×基数 (4) 11~20人槽 1,674×基数 (5) 21~30人槽 2,811×基数 (6) 31~50人槽 3,774×基数 (7) 51人槽~ 4,201×基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、 <u>設置又は 更新</u> に要する 費用を助成す るために必要 な経費	(千円)	(1) 5人槽 528×基数 (2) 6~7人槽 693×基数 (3) 8~10人槽 963×基数 (4) 11~20人槽 1,674×基数 (5) 21~30人槽 2,811×基数 (6) 31~50人槽 3,774×基数 (7) 51人槽~ 4,201×基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。
BOD除 去能力に 関する高 度処理型 の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、 <u>設置又は 更新</u> に要する 費用を助成す るために必要 な経費	BOD除 去能力に 関する高 度処理型 の浄化槽	(千円)	(1) 5人槽 489×基数 (2) 6~7人槽 654×基数 (3) 8~10人槽 903×基数 (4) 11~20人槽 1,551×基数 (5) 21~30人槽 2,607×基数 (6) 31~50人槽 3,501×基数 (7) 51人槽~ 3,906×基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、 <u>設置又は 更新</u> に要する 費用を助成す るために必要 な経費	(千円)	(1) 5人槽 489×基数 (2) 6~7人槽 654×基数 (3) 8~10人槽 903×基数 (4) 11~20人槽 1,551×基数 (5) 21~30人槽 2,607×基数 (6) 31~50人槽 3,501×基数 (7) 51人槽~ 3,906×基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。
BOD除 去能力に 関する高 度処理型 の変則淨 化槽		豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、 <u>設置又は 更新</u> に要する 費用を助成す るために必要 な経費	BOD除 去能力に 関する高 度処理型 の変則淨 化槽	(千円)	(1) 5人槽 489×基数 (2) 6~7人槽 654×基数 (3) 8~10人槽 903×基数 (4) 11~20人槽 1,551×基数 (5) 21~30人槽 2,607×基数 (6) 31~50人槽 3,501×基数 (7) 51人槽~ 3,906×基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、 <u>設置又は 更新</u> に要する 費用を助成す るために必要 な経費	(千円)	(1) 5人槽 489×基数 (2) 6~7人槽 654×基数 (3) 8~10人槽 903×基数 (4) 11~20人槽 1,551×基数 (5) 21~30人槽 2,607×基数 (6) 31~50人槽 3,501×基数 (7) 51人槽~ 3,906×基数 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。
単独処理 淨化槽若 しくはく み取り槽 の撤去又 は単独処 理淨化槽 の雨水貯 留槽等へ の再利用		(1)浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理淨化槽の撤去に要する費用 12万円×基数 (2)浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用 9万円×基数 (3)浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理淨化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円×基数	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、単独処理 淨化槽若しく はくみ取り槽 の撤去又は單 独処理淨化槽 の雨水貯留槽 等への再利用 に要する費用 を助成するた めに必要な經 費	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、単独処理 淨化槽若しく はくみ取り槽 の撤去又は單 独処理淨化槽 の雨水貯留槽 等への再利用 に要する費用 を助成するた めに必要な經 費	(1)浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理淨化槽の撤去に要する費用 12万円×基数 (2)浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用 9万円×基数 (3)浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理淨化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円×基数	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、単独処理 淨化槽若しく はくみ取り槽 の撤去又は單 独処理淨化槽 の雨水貯留槽 等への再利用 に要する費用 を助成するた めに必要な經 費	(1)浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理淨化槽の撤去に要する費用 12万円×基数 (2)浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用 9万円×基数 (3)浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理淨化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円×基数	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、単独処理 淨化槽若しく はくみ取り槽 の撤去又は單 独処理淨化槽 の雨水貯留槽 等への再利用 に要する費用 を助成するた めに必要な經 費	(1)浄化槽の設置に伴い必要となる単独処理淨化槽の撤去に要する費用 12万円×基数 (2)浄化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去に要する費用 9万円×基数 (3)浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理淨化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円×基数	
宅内配管 工事		単独処理淨化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 30	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付						

	万円×基数	要綱に基づいて、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に必要となる宅内配管工事に要する費用を助成するために必要な経費		万円×基数	要綱に基づいて、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に必要となる宅内配管工事に要する費用を助成するために必要な経費
既設の浄化槽の改築	市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額 プロワの交換 21×基数 水中ポンプの交換 54×基数 マンホールの交換（樹脂製） 14×基数 マンホールの交換（鉄製） 60×基数 車体・仕切版の補修 61×基数 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 34×基数 上記以外 環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費	既設の浄化槽の改築	市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額 プロワの交換 21×基数 水中ポンプの交換 54×基数 マンホールの交換（樹脂製） 14×基数 マンホールの交換（鉄製） 60×基数 車体・仕切版の補修 61×基数 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 34×基数 上記以外 環境大臣に協議し承認を得た額 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽の改築に要する費用を助成するために必要な経費
浄化槽更新事業	<u>浄化槽更新事業に伴い必要となる合併処理浄化槽の撤去に要する費用 12万円×基数</u>	<u>市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽更新事業に要する費用を助成するために必要な経費</u>	(新設)		
浄化槽災害復旧事業	浄化槽災害復旧事業に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽災害復旧事業に要する費用を助成するために必要な経費	浄化槽災害復旧事業	浄化槽災害復旧事業に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽災害復旧事業に要する費用を助成するために必要な経費

浄化槽整備効率化事業費	(1) 台帳作成費	浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は <u>浄化槽台帳システムの整備</u> （浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 49 条及び環境省関係浄化槽法施行規則第 57 条の 2 に定める事項等を記載するために必要なシステム及び災害時における浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約するために必要なシステムに限る）に要する費用 15,000 千円	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料、 <u>使用料及び賃借料</u>	(新設)	(1) 台帳作成費	浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は <u>既存の台帳システム</u> を浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 49 条に定める事項を記載し、また、令和 2 年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用 15,000 千円	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料
	(2) 計画策定等	新たな浄化槽事業計画策定及び浄調査費 化槽処理促進区域の設定に必要な調査並びに特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額			(2) 計画策定等	新たな浄化槽事業計画策定及び浄調査費 化槽処理促進区域の設定に必要な調査並びに特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額	
	(3) 効果的な転換促進及び管理適正化	効果的な転換促進及び管理適正化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレ推進費 ーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽適切な使用や維持管理に係る設向けの講習会・説明会等の理解活動に要する費用 15,000 千円	の置者解促進		(3) 効果的な転換促進及び管理適正化	効果的な転換促進及び管理適正化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレ推進費 ーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽適切な使用や維持管理に係る設向けの講習会・説明会等の理解活動に要する費用 15,000 千円	の置者解促進
		(ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。)				(ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用職員に係るものに限る。)	

別表 3－2 (浄化槽設置整備事業)

本表に定める基準額は、浄化槽法附則第 11 条第 1 項に基づく特定既存単独処理浄化槽からの転換にかかる設置であり、次の①及び②の要件を満たす場合に適用する。

- ① 特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が 65 歳以上の 2 名以下の世帯であり、当該特定既存単独処理浄化槽の使用者の所得が 1 名当たり月収 15 万 8 千円以下であること。
- ② 当該特定既存単独処理浄化槽の使用者が浄化槽法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第 11 条に基づく法定検査を前年度より実施しており、かつ、同法に基づく都道府県等からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守していること。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費																						
浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <table> <thead> <tr> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 5人槽 558×基数</td> <td>652×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽 695×基数</td> <td>792×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽 916×基数</td> <td>1,112×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～15人槽 1,359×基数</td> <td>1,460×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 16～20人槽 1,857×基数</td> <td>1,958×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 21～25人槽 2,221×基数</td> <td>2,327×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 26～30人槽 2,710×基数</td> <td>2,847×基数</td> </tr> <tr> <td>(8) 31～40人槽 3,014×基数</td> <td>3,162×基数</td> </tr> <tr> <td>(9) 41～50人槽 3,824×基数</td> <td>3,995×基数</td> </tr> <tr> <td>(10) 51人槽～ 3,876×基数</td> <td>4,048×基数</td> </tr> </tbody> </table> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	(千円)	(千円)	(1) 5人槽 558×基数	652×基数	(2) 6～7人槽 695×基数	792×基数	(3) 8～10人槽 916×基数	1,112×基数	(4) 11～15人槽 1,359×基数	1,460×基数	(5) 16～20人槽 1,857×基数	1,958×基数	(6) 21～25人槽 2,221×基数	2,327×基数	(7) 26～30人槽 2,710×基数	2,847×基数	(8) 31～40人槽 3,014×基数	3,162×基数	(9) 41～50人槽 3,824×基数	3,995×基数	(10) 51人槽～ 3,876×基数	4,048×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費
(千円)	(千円)																							
(1) 5人槽 558×基数	652×基数																							
(2) 6～7人槽 695×基数	792×基数																							
(3) 8～10人槽 916×基数	1,112×基数																							
(4) 11～15人槽 1,359×基数	1,460×基数																							
(5) 16～20人槽 1,857×基数	1,958×基数																							
(6) 21～25人槽 2,221×基数	2,327×基数																							
(7) 26～30人槽 2,710×基数	2,847×基数																							
(8) 31～40人槽 3,014×基数	3,162×基数																							
(9) 41～50人槽 3,824×基数	3,995×基数																							
(10) 51人槽～ 3,876×基数	4,048×基数																							
窒素又は 磷除去能 力を有す る高度処 理型の淨 化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <table> <thead> <tr> <th>(千円)</th> <th>(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 5人槽 588×基数</td> <td>664×基数</td> </tr> <tr> <td>(2) 6～7人槽 720×基数</td> <td>804×基数</td> </tr> <tr> <td>(3) 8～10人槽 936×基数</td> <td>1,132×基数</td> </tr> <tr> <td>(4) 11～15人槽 1,426×基数</td> <td>1,526×基数</td> </tr> <tr> <td>(5) 16～20人槽 2,192×基数</td> <td>2,318×基数</td> </tr> <tr> <td>(6) 21～25人槽 2,760×基数</td> <td>2,904×基数</td> </tr> <tr> <td>(7) 26～30人槽 3,208×基数</td> <td>3,366×基数</td> </tr> <tr> <td>(8) 31～40人槽 3,728×基数</td> <td>3,904×基数</td> </tr> <tr> <td>(9) 41～50人槽 4,294×基数</td> <td>4,486×基数</td> </tr> <tr> <td>(10) 51人槽～ 4,750×基数</td> <td>4,965×基数</td> </tr> </tbody> </table> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>	(千円)	(千円)	(1) 5人槽 588×基数	664×基数	(2) 6～7人槽 720×基数	804×基数	(3) 8～10人槽 936×基数	1,132×基数	(4) 11～15人槽 1,426×基数	1,526×基数	(5) 16～20人槽 2,192×基数	2,318×基数	(6) 21～25人槽 2,760×基数	2,904×基数	(7) 26～30人槽 3,208×基数	3,366×基数	(8) 31～40人槽 3,728×基数	3,904×基数	(9) 41～50人槽 4,294×基数	4,486×基数	(10) 51人槽～ 4,750×基数	4,965×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費
(千円)	(千円)																							
(1) 5人槽 588×基数	664×基数																							
(2) 6～7人槽 720×基数	804×基数																							
(3) 8～10人槽 936×基数	1,132×基数																							
(4) 11～15人槽 1,426×基数	1,526×基数																							
(5) 16～20人槽 2,192×基数	2,318×基数																							
(6) 21～25人槽 2,760×基数	2,904×基数																							
(7) 26～30人槽 3,208×基数	3,366×基数																							
(8) 31～40人槽 3,728×基数	3,904×基数																							
(9) 41～50人槽 4,294×基数	4,486×基数																							
(10) 51人槽～ 4,750×基数	4,965×基数																							
高度窒素 除去能 力を有す る高度処 理型の淨 化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。</p>	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又																						

高度窒素 除去能力 を有する 高度処理 型の変則 浄化槽	(千円)	(千円)	は変則浄化槽 の設置者に対 し、設置に要 する費用を助 成するために 必要な経費
	(1) 5人槽 728×基数	768×基数	
	(2) 6～7人槽 958×基数	1,014×基数	
	(3) 8～10人槽 1,156×基数	1,256×基数	
	(4) 11～15人槽 1,426×基数	1,526×基数	
	(5) 16～20人槽 2,192×基数	2,318×基数	
	(6) 21～25人槽 2,760×基数	2,904×基数	
	(7) 26～30人槽 3,208×基数	3,366×基数	
	(8) 31～40人槽 3,728×基数	3,904×基数	
	(9) 41～50人槽 4,294×基数	4,486×基数	
	(10) 51人槽～ 4,750×基数	4,965×基数	
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			
窒素及び 燐除去能 力を有す る高度処 理型の淨 化槽	豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。		
窒素及び 燐除去能 力を有す る高度処 理型の変 則浄化槽	(千円)	(千円)	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、設置に要 する費用を助 成するために 必要な経費
	(1) 5人槽 758×基数	800×基数	
	(2) 6～7人槽 954×基数	1,018×基数	
	(3) 8～10人槽 1,288×基数	1,383×基数	
	(4) 11～15人槽 1,858×基数	1,988×基数	
	(5) 16～20人槽 2,858×基数	3,020×基数	
	(6) 21～25人槽 3,596×基数	3,778×基数	
	(7) 26～30人槽 4,180×基数	4,384×基数	
	(8) 31～40人槽 4,858×基数	5,080×基数	
	(9) 41～50人槽 5,598×基数	5,844×基数	
	(10) 51人槽～ 7,001×基数	7,310×基数	
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			
BOD除 去能力に 関する高 度処理型 の浄化槽	豪雪地帯対策特別措置 法第2条の規定に基づ き指定された豪雪地帯 又は特別豪雪地帯にあ つては、左欄にかかわら ず本欄による。		
BOD除 去能力に 関する高 度処理型	(千円)	(千円)	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づい て、高度処理 型の浄化槽又 は変則浄化槽 の設置者に対 し、設置に要 する費用を助 成するために 必要な経費
	(1) 5人槽 722×基数	762×基数	
	(2) 6～7人槽 918×基数	978×基数	
	(3) 8～10人槽 1,232×基数	1,322×基数	
	(4) 11～15人槽 1,766×基数	1,888×基数	
	(5) 16～20人槽 2,716×基数	2,870×基数	
	(6) 21～25人槽 3,418×基数	3,592×基数	
	(7) 26～30人槽 3,972×基数	4,166×基数	

の変則淨化槽	(8) 31～40人槽 4,616×基数	4,828×基数	
	(9) 41～50人槽 5,318×基数	5,550×基数	
	(10) 51人槽～ 6,510×基数	6,800×基数	

基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。

別表4（公共浄化槽等整備推進事業）

1 区 分	2 基 準 額		3 対象経費
浄化槽			
	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を設置又は更新するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費	
	(1) 5人槽 837×基数 (2) 6～7人槽 1,043×基数 (3) 8～10人槽 1,375×基数 (4) 11～15人槽 2,039×基数 (5) 16～20人槽 2,786×基数 (6) 21～25人槽 3,332×基数 (7) 26～30人槽 4,066×基数 (8) 31～40人槽 4,521×基数 (9) 41～50人槽 5,737×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内		
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。		
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理

別表4（公共浄化槽等整備推進事業）

1 区 分	2 基 準 額	3 対象経費
浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。 (1) 5人槽 837×基数 (2) 6～7人槽 1,043×基数 (3) 8～10人槽 1,375×基数 (4) 11～15人槽 2,039×基数 (5) 16～20人槽 2,786×基数 (6) 21～25人槽 3,332×基数 (7) 26～30人槽 4,066×基数 (8) 31～40人槽 4,521×基数 (9) 41～50人槽 5,737×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するため必要な経費であつて、別表2に定める交付対象事業費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかるわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理

窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 882×基数 (2) 6～7人槽 1,080×基数 (3) 8～10人槽 1,404×基数 (4) 11～15人槽 2,139×基数 (5) 16～20人槽 3,288×基数 (6) 21～25人槽 4,140×基数 (7) 26～30人槽 4,812×基数 (8) 31～40人槽 5,592×基数 (9) 41～50人槽 6,441×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	996×基数 1,206×基数 1,698×基数 2,289×基数 3,477×基数 4,356×基数 5,049×基数 5,856×基数 6,729×基数	型の浄化槽又は変則浄化槽を設置又は更新するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費	(1) 5人槽 882×基数 (2) 6～7人槽 1,080×基数 (3) 8～10人槽 1,404×基数 (4) 11～15人槽 2,139×基数 (5) 16～20人槽 3,288×基数 (6) 21～25人槽 4,140×基数 (7) 26～30人槽 4,812×基数 (8) 31～40人槽 5,592×基数 (9) 41～50人槽 6,441×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	996×基数 1,206×基数 1,698×基数 2,289×基数 3,477×基数 4,356×基数 5,049×基数 5,856×基数 6,729×基数	型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するためには必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽	(千円) (1) 5人槽 1,092×基数 (2) 6～7人槽 1,437×基数 (3) 8～10人槽 1,734×基数 (4) 11～15人槽 2,139×基数 (5) 16～20人槽 3,288×基数 (6) 21～25人槽 4,140×基数 (7) 26～30人槽 4,812×基数 (8) 31～40人槽 5,592×基数 (9) 41～50人槽 6,441×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(3)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円) 1,152×基数 1,521×基数 1,884×基数 2,289×基数 3,477×基数 4,356×基数 5,049×基数 5,856×基数 6,729×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽を設置又は更新するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費	(千円) (1) 5人槽 1,092×基数 (2) 6～7人槽 1,437×基数 (3) 8～10人槽 1,734×基数 (4) 事務費 (1)～(3)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽を設置又は更新するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費	
	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の淨		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあ	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の淨			市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄

化槽 窒素及び燐 除去能力を 有する高度 処理型の変 則浄化槽	(千円) (1) 5人槽 1,137×基数 (2) 6～7人槽 1,431×基数 (3) 8～10人槽 1,932×基数 (4) 11～15人槽 2,787×基数 (5) 16～20人槽 4,287×基数 (6) 21～25人槽 5,394×基数 (7) 26～30人槽 6,270×基数 (8) 31～40人槽 7,287×基数 (9) 41～50人槽 8,397×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	(千円) つては、左欄にかかわらず本欄による。 1,200×基数 1,527×基数 2,075×基数 2,982×基数 4,530×基数 5,667×基数 6,576×基数 7,620×基数 8,766×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	て、窒素及び燐 除去能力を有 する高度処理 型の理浄化槽 又は変則浄化 槽を設置又は 更新するため に必要な経費 であって、別表 2に定める交 付対象事業費	化槽 窒素及び燐 除去能力を 有する高度 処理型の変 則浄化槽	(千円) (1) 5人槽 1,137×基数 (2) 6～7人槽 1,431×基数 (3) 8～10人槽 1,932×基数 (4) 11～15人槽 2,787×基数 (5) 16～20人槽 4,287×基数 (6) 21～25人槽 5,394×基数 (7) 26～30人槽 6,270×基数 (8) 31～40人槽 7,287×基数 (9) 41～50人槽 8,397×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。
BOD除去 能力に関する 高度処理 型の浄化槽	(千円) (1) 5人槽 1,083×基数 (2) 6～7人槽 1,377×基数 (3) 8～10人槽 1,848×基数 (4) 11～15人槽 2,649×基数 (5) 16～20人槽 4,074×基数 (6) 21～25人槽 5,127×基数 (7) 26～30人槽 5,958×基数 (8) 31～40人槽 6,924×基数 (9) 41～50人槽 7,977×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	(千円) 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあって、左欄にかかわらず本欄による。 1,143×基数 1,467×基数 1,983×基数 2,832×基数 4,305×基数 5,388×基数 6,249×基数 7,242×基数 8,325×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づいて、BOD除去 能力を有する 高度処理型の 浄化槽又は変 則浄化槽を設 置又は更新す るために必要 な経費であつ て、別表2に定 める交付対象 事業費	BOD除去 能力に関する 高度処理 型の浄化槽	(千円) 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあって、左欄にかかわらず本欄による。 1,083×基数 1,377×基数 1,848×基数 2,649×基数 4,074×基数 5,127×基数 5,958×基数 6,924×基数 7,977×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。
BOD除去 能力に関する 高度処理 型の変則浄 化槽	(千円) (1) 5人槽 1,083×基数 (2) 6～7人槽 1,377×基数 (3) 8～10人槽 1,848×基数 (4) 11～15人槽 2,649×基数 (5) 16～20人槽 4,074×基数 (6) 21～25人槽 5,127×基数 (7) 26～30人槽 5,958×基数 (8) 31～40人槽 6,924×基数 (9) 41～50人槽 7,977×基数 (10) 51人槽～ 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	(千円) 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあって、左欄にかかわらず本欄による。 1,143×基数 1,467×基数 1,983×基数 2,832×基数 4,305×基数 5,388×基数 6,249×基数 7,242×基数 8,325×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づいて、BOD除去 能力を有する 高度処理型の 浄化槽又は変 則浄化槽を設 置又は更新す るために必要 な経費であつ て、別表2に定 める交付対象 事業費	BOD除去 能力に関する 高度処理 型の変則浄化 槽	(千円) 豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあって、左欄にかかわらず本欄による。 1,083×基数 1,377×基数 1,848×基数 2,649×基数 4,074×基数 5,127×基数 5,958×基数 6,924×基数 7,977×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内 基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。
単独処理淨 化槽若しくはく み取り槽の撤去又	(1)淨化槽の設置に伴い必要となる単独処理淨化槽の撤去に要する費用 12万円×基数 (2)淨化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づいて、BOD除去 能力を有する 高度処理型の 浄化槽又は変 則浄化槽を設 置又は更新す るために必要 な経費であつ て、別表2に定 める交付対象 事業費	(1)淨化槽の設置に伴い必要となる単独処理淨化槽の撤去に要する費用 12万円×基数 (2)淨化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去	市町村が循環 型社会形成推 進交付金交付 要綱に基づいて、BOD除去 能力を有する 高度処理型の 浄化槽又は変 則浄化槽を設 置又は更新す るために必要な 経費であつて、別 表2に定める付 交付対象事業費	(1)淨化槽の設置に伴い必要となる単独処理淨化槽の撤去に要する費用 12万円×基数 (2)淨化槽の設置に伴い必要となるくみ取り槽の撤去

は単独処理 浄化槽の雨水貯留槽等 への再利用	に要する費用 (3)浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円×基数	て、単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去又は単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用を行うために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費	は単独処理 浄化槽の雨水貯留槽等 への再利用	に要する費用 (3)浄化槽の設置に伴い使用を廃止する単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用に要する費用 9万円×基数	て、単独処理浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去又は単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用を行うために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
宅内配管工事	単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 30万円×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に必要となる宅内配管工事に必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費	宅内配管工事	単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に伴い必要となる宅内配管工事に要する費用 30万円×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換による浄化槽の設置に必要となる宅内配管工事に必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費
既設の浄化槽の改築	(1)災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額 (2)市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額 プロワの交換 水中ポンプの交換 マンホールの交換（樹脂製） マンホールの交換（鉄製） 躯体・仕切版の補修 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 上記以外	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽を改築するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費 (千円／回) プロワの交換 52×基数 水中ポンプの交換 135×基数 マンホールの交換（樹脂製） 35×基数 マンホールの交換（鉄製） 150×基数 躯体・仕切版の補修 153×基数 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 84×基数 上記以外 環境大臣に協議し、承認を得た額	既設の浄化槽の改築	(1)災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額 (2)市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築に要する費用で、下記に定める額 プロワの交換 水中ポンプの交換 マンホールの交換（樹脂製） マンホールの交換（鉄製） 躯体・仕切版の補修 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 上記以外	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、既設の浄化槽を改築するために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費 (千円／回) プロワの交換 52×基数 水中ポンプの交換 135×基数 マンホールの交換（樹脂製） 35×基数 マンホールの交換（鉄製） 150×基数 躯体・仕切版の補修 153×基数 担体（ろ材又は接触材の受け・押さえ含む）の補充補修 84×基数 上記以外 環境大臣に協議し、承認を得た額

	基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。	
浄化槽更新事業	浄化槽更新事業に伴い必要となる合併処理浄化槽の撤去に要する費用 12万円×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽更新事業を行うために必要な経費であって、別表2に定める交付対象事業費	(新設)		
公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	市町村が、その管理する公共浄化槽の使用に係る料金（浄化槽法第8条に定める保守点検、同法第9条に定める清掃及び同法第11条に定める定期検査の費用に相当するもの）を低減する事業に要する費用 24千円×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、公共浄化槽の使用に係る料金の低減に要する費用を助成するため必要な経費	公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業	市町村が、その管理する公共浄化槽の使用に係る料金（浄化槽法第8条に定める保守点検、同法第9条に定める清掃及び同法第11条に定める定期検査の費用に相当するもの）を低減する事業に要する費用 24千円×基数	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、公共浄化槽の使用に係る料金の低減に要する費用を助成するため必要な経費
浄化槽整備効率化事業費	(1) 台帳作成費 浄化槽整備効率化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は浄化槽台帳システムの整備（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第49条及び環境省関係浄化槽法施行規則第57条の2に定める事項等を記載するために必要なシステム及び災害時における浄化槽の被災状況等をオンライン等で把握・情報集約するために必要なシステムに限る）に要する費用 15,000千円 (2) 調査費 ①公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討及び計画策定を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額（ただし②にかかるものを除く。） ②公共浄化槽等整備推進事業の推	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料（ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、	(1) 台帳作成費 浄化槽整備効率化事業費 (2) 調査費 ①公共浄化槽等整備推進事業の推進・適正化に資する、既設浄化槽の悉皆調査、維持管理情報等のデータの電子化又は既存の台帳システムを浄化槽法（昭和58年法律第43号）第49条に定める事項を記載し、また、令和2年度に環境省が整備する台帳システムと平仄が図られるシステムへの改修に要する費用 15,000千円 ②公共浄化槽等整備推進事業の推	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて浄化槽整備効率化事業を行うために必要な旅費、報酬、給料、職員諸手当等、共済費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費（通信運搬費）、委託料（ただし、報酬、給料、職員諸手当等、共済費については、会計年度任用	

	<p>進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討(特にコンセッション方式によるPFI事業の導入の検討を含むものに限る。)を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>(3) 計画策定等 調査費 新たな浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査並びに特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>(4) 効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手続代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用 15,000 千円</p>	会計年度任用職員に係るものに限る。)			<p>進・適正化に資する、コスト縮減や経営改善の検討(特にコンセッション方式によるPFI事業の導入の検討を含むものに限る。)を行うために必要な測量・設計、調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>(3) 計画策定等 調査費 新たな浄化槽事業計画策定及び浄化槽処理促進区域の設定に必要な調査並びに特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する調査に要する費用で、環境大臣に協議し、承認を得た額</p> <p>(4) 効果的な転換促進及び管理適正化・効率化に資する、浄化槽事業に係る中長期的な事業収支シミュレーション、浄化槽に係る効率的な維持管理や費用低減のための一括契約や契約手續代行等に必要な情報集約・システム構築等、浄化槽の適切な使用や維持管理に係る設置者向けの講習会・説明会等の理解促進活動に要する費用 15,000 千円</p>	職員に係るものに限る。)
--	---	--------------------	--	--	---	--------------

※基準額の特例

高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。

(差額分に係る助成割合：国 11/30、市町村 19/30)

別表 5 (略)

様式第 1～第 10 (略)

※基準額の特例

高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。

(差額分に係る助成割合：国 11/30、市町村 19/30)

別表 5 (略)

様式第 1～第 10 (略)